



七 飯 町

議会だより

No. 196
平成29年2月

第4回 定例会

農業委員会関係2条例及び水道事業統合等に伴う関係条例の整備に関する条例を 経済産業常任委員会へ付託

平成28年第4回定例会は、12月13日に招集され、会期を16日までの4日間と決め開催されました。

条例の制定・一部改正、平成28年度一般会計、後期高齢者医療、介護保険特別会計補正など議案20件を審議しました。

一般質問では9人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、経済産業常任委員会、総務財政常任委員会より所管事務調査の報告書の提出がありました。また、議員提出議案として国、関係機関へ要請する意見書3件を審議し、原案どおり可決されました。

審議結果

区 分	結果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他
案	付託	◎ 議案第79号	七飯町地域センター条例の制定について	
		◎ 議案第80号	七飯町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について	経済産業常任委員会へ付託
		◎ 議案第81号	七飯町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	経済産業常任委員会へ付託
		◎ 議案第82号	水道事業統合等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	経済産業常任委員会へ付託
議	◎	議案第83号	七飯町町民荣誉賞条例の一部改正について	
		議案第84号	七飯町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	
		議案第85号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
		議案第86号	七飯町税条例等の一部改正について	
		議案第87号	七飯町国民健康保険税条例の一部改正について	
		議案第88号	七飯町介護保険条例の一部改正について	
		議案第89号	七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正について	
		◎ 議案第94号	平成28年度七飯町一般会計補正予算（第11号）	
		◎ 議案第95号	平成28年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
		◎ 議案第96号	平成28年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
案	◎	議案第97号	平成28年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	
		議案第98号	平成28年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）	
		◎ 議案第90号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について	
		◎ 議案第91号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について	
		◎ 議案第92号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について	
議	◎	議案第93号	区域外における七飯町道の設置について	
		◎ 発議案第7号	大雨災害に関する意見書	
		◎ 発議案第8号	JR北海道への経営支援を求める意見書	
議	◎	発議案第9号	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書	
		報告済	経済産業常任委員会報告	※詳細については28ページをご覧ください。
		報告済	総務財政常任委員会報告	※詳細については34ページをご覧ください。
議	許可	報告済	出納検査報告	
		承認	閉会中の継続調査の申し出について	
		承認	閉会中の委員会活動の承認について	

※凡例 ◎=全員一致で可決 ○=賛成多数で可決 ●=賛成少数で否決 ×=賛成なしで否決

増やそう資源!

主な内容

- ◇審議して決まったこと……………P.22
- ◇監査報告……………P.23
- ◇一般質問……………P.24
- ◇経済産業常任委員会報告……………P.28
- ◇総務財政常任委員会報告……………P.34
- ◇出席状況一覧……………P.35

発議案

議員提出議案として意見書3件が提出され、いずれも可決されました。

意見書

◎大雨災害に関する意見書
◎JR北海道への経営支援を求める意見書
◎安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書

平成28年第4回臨時会

10月26日

補正予算

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第8号)

湯出川護岸改修工事、災害復旧業務委託料等、歳入歳出それぞれ1千150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億5千522万9千円とした。

その他

◆町民栄誉賞の授与について

七飯町出身者で、第15回リオデジャネイロ・パラリンピック競技大会陸上女子短距離(T47)400メートルにおいて、1分00秒62という記録で第3位となり、初出場で銅メダルを獲得する

という快挙を成し遂げられ、多くの町民に感動を与えたことによる受賞

住所 函館市鍛冶2丁目32番33号

氏名 辻 沙絵

生年月日 平成6年10月28日(満21歳)

平成28年第5回臨時会

11月25日

条例改正

◆職員給与に関する条例の一部改正

人事院勧告に基づく給与の改正及び扶養手当の見直しをするための改正。

・若年層を中心に給料月額を1人平均0.2%引上げ

・勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げ

平成28年4月1日施行

・配偶者に係る手当額13,000円を10,000円に見直し

・子に係る手当額6,500円を8,000円に見直し

平成29年4月1日施行

補正予算

◆平成28年度七飯町一般会計補正予算(第10号)

人事院勧告の給与改定に伴う職員給与費、大中山複合施設事業費等、歳入歳出

それぞれ1千733万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億7千292万9千円とした。

◆平成28年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

人事院勧告の給与改定に伴う人件費として、歳入歳出それぞれ124千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億1千576万円とした。

◆平成28年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第2号)

人事院勧告の給与改定に伴う人件費として、歳入歳出それぞれ49千円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億7千544万3千円とした。

◆平成28年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

人事院勧告の給与改定に伴う人件費として、歳入歳出それぞれ121千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億3千541万3千円とした。

◆平成28年度七飯町水道事業会計補正予算(第2号)

人事院勧告の給与改定に伴う人件費及び人事異動に伴う人件費として、961千円減額し、収益的収支を4億8千503万9千円とした。

報告

◆町議会の委任による専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

平成28年10月12日午後2時20分頃、町道維持業務で町道鳴川8号を公用車が走行し、町道鳴川7号との交差点手前で一時停止をし発進したところ、進行方向右手より走行してきた被害車両に気づかず接触をし、助手席付近を破損させたものを賠償する。

▽損害賠償額 361,487円

▽賠償相手方 亀田郡七飯町本町2丁目11番4号 木口 伸一

◆町議会の委任による専決処分の報告について

(平成28年度七飯町一般会計補正予算(第9号))

損害賠償に係る損害賠償金として歳入歳出それぞれ36万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億5千559万1千円とした。

◆湯出川護岸改修工事請負契約について

湯出川護岸改修工事請負契約議決

契約の目的…湯出川護岸改修工事

工事延長 L1186.11m

契約の方法…地域限定型一般競争入札

契約金額…76,140,000円

契約の相手方…亀田郡七飯町桜町1丁目5番5号 株式会社 シンオンシマ 代表取締役 横谷 隆

◆土地改良事業(災害復旧事業)の施行について

平成28年8月30日の台風10号による農業用施設の被害に対し、土地改良事業により施行するための議決

名称…農業用施設災害復旧事業

地区名(番号)…軍川1地区(37-1)、軍川2地区(37-2)

所在…七飯町字軍川

工種…道路工

事業量…軍川1地区 L1167m、軍川2地区 L113m

事業費…軍川1地区 2,409,000円、軍川2地区 9,641,000円

監査報告

例月出納検査

一般会計、各特別会計、水道事業会計、歳入歳出外会計及び各基金に係る現金、預金等の出納保管状況を次のとおり検査した。

平成28年8月分を 9月26日、27日、28日、29日

平成28年9月分を 10月25日、26日、27日、28日

平成28年10月分を 11月28日、29日、30日

検査結果

現金、預金等の金額並びに提出された収支計算書その他の資料に記載された金額は、いずれも関係帳簿等の金額と一致し、計数上の誤りは認められなかった。

監査委員

永田 英利

横田 有一

第4回定例会の会議録は、3月下旬以降に議事事務局で閲覧することができます。

一般質問の原稿は、質問者が要約して掲載しています。



Q 「道の駅」の計画内容に町民が抱く不安や疑問について
A 憶測による誇張も見受けられ、誤解のないよう発行責任者へ伝える

佐野 史人 議員

日本共産党渡島・檜山地区委員会七飯町委員会発行の七飯民報「大地」や七飯町議会議員が発行した「これでいいのか道の駅」について町民が抱いた不安や疑問について伺いたい。

【都市住宅課長】

①道の駅は以前、道の駅エリアとして周辺の商業、観光施設と連携して地域活性化を検討してきたが、平成26年国土交通省は「道の駅」を成長戦略の強力なツールと位置づけ重点的に応援する取組みが図られたことから、町長は同年9月に建設を表明、平成27年1月に重点道の駅候補として選定され、地方創生交付金を活用し、基本計画策定に着手、平成28年3月に完成、議員の皆様へ配布し、各特別委員会へ考え方や進捗状況を説明してきた。

②破綻した建設計画の4点については、一部に事実と反する内容や憶測による誇張も見受けられることから、誤解のないよう発行責任者にお伝えしたい。
「男爵いもパークは、川田男爵の資料を断られて断念」は、(株)男爵クラブから資料館を含めた施設建設の提案があったが、基本計画策定委員会で民間企業は公募によるとの見解から、以降の個別企業との協議は行っており、そのような事実はない。
「料理体験工房はカルビーに頼んだポテトチップ工場が断られて頓挫」は、連携を考えたことは事実であるが、具体的に町からカルビーに進出を持ちかけた事実はない。

「EV充電器の設置は中止」は、各方面との情報交換を含め検討した結果、充電の必要のない電気自動車の開発等状況の変化もあり当面は、配線等の整備に止めた」と考えている。

「防災機能」の点は、駒ヶ岳の噴火だけではなく、交通災害や悪天候時の休憩施設として利用を計画しており、全く計画が変更しているわけではない。

③「道の駅」計画はすぐ中止を！については、事業費として木古内町は約9億円、鹿部町は2億5千万円ですが、隣に間歇泉公園があり相乗効果を期待している。

Q 道の駅用地を借地とすることについて
A 借地契約ありきではなく苦渋の決断である

平松 俊一 議員

建設中の「道の駅」は、用地全体を購入する計画であったが、当初の予定通り購入できないまま、一部借地をして運営して行く計画に変更することとなった。

また現在使用中の役場車両センター用地は32年間、民間から借用している。借地をすべしという事は返還前提と考えられるが、この借地について伺いたい。

1. 車両センターの用地
①借地料の算定方法と現在まで支払われた金額
②購入を地権者と交渉しているが、購入金額の算定方法
③借地契約の終了と、購入計画の状況
④購入が出来ない場合、借地をいつまで続けるか

2. 道の駅の用地
①借地契約を交わすまでの経緯
②町道拡幅で買収した件
③借地料の算定方法と金額
④借地契約の期間と今後の契約更新
⑤今後の用地取得あるいは、もし契約中に返還を求められた場合
⑥借地による「道の駅」計画を見直すこと

【総務財政課長】

1. 車両センターの用地
①固定資産税の評価額と近傍地の取引実例を参考に、昭和59年度から平成27年度までの累計で3,257万7千円を支払っている。

②借地料と同様に固定資産税の評価額と近傍地の取引実例を参考に算定したい。
③契約は平成30年3月31日までとなっており、期間満了に合わせて協議していく。

④早期に購入できるように地権者と協議していく。
2. 道の駅の用地
①平成26年秋頃から事業協力への打診を行い、今年度より交渉してきたが買収に対し2名の地権者より理解が得られず借地とした。
②地権者とは協議しており、今後購入予定である。
③固定資産税相当額を倍率して算定、金額は個人情報のため差し控える。
④平成28年10月から20年間の借地契約で、その後も契約できるよう協議する。
⑤契約期間中であっても購入する努力をした。

【再質問】

借地とすることは、車両センターを例に挙げるまでもなく明らかに二重経費となり、契約満了後に返還を求められるリスクも伴う。道の駅そのものをラックキーピエロ側やインター側に移動し、工事中の場所を新たに工業や商業用地にする考えはなかったのか。

【都市住宅課長】

契約満了後も道の駅に必要な土地であり、地権者に購入、借地の理解を求めらる。

建設場所は新駅からの交通、道の駅への入りやすさ等から選考しており、整備も進んでいるため、そのまま進める。

【経済部長】

借地契約ありきではなく、苦渋の決断である。

その他「町内の樹木」、「災害に耐え得る水源施設の管理及び体制」について質問している。

減らすべく努力！

◎なぜ道の駅の盛り土の重金属含有数値を公表しないのか
▲重金属の含有の数値を町ホームページ等で知らしめたい

田村 敏 郎 議員

道の駅の基本計画を策定し、平成30年3月の開業を目指し順次事業を展開していることについて、次の点を伺いたい。

- ①11月12日の新聞報道では、道の駅建設現場で市民団体にに対し計画概要の説明を行ったとあり、その中で、「盛り土には新幹線トンネル工事の土を使い経費節減の取り組みを強調したとありました。」、盛り土についてはすでに相当の量が運ばれておりますが、この土の安全性の確認を町としてどのようにしたのか。また確認したデータの公表をいつ、どのようにするのか。安全の観点からそれまで工事を休止すべきではないか。

②道の駅の基本計画の66ページでは民間活力の導入は道の駅の集客の核となる施設と位置付けているが、民間の参入が難航し、民間活力導入スペースの開業を1年繰り延べららしいとの話であるが、現在、体験工房、歴史文化展示、レストランなどどのような進捗状況なのか。民間活力導入スペースは土地だけを賃貸するのか、建物は民間に任せ

- ③65ページの電気自動車用急速充電器の設置については道路利用者の利便性向上に繋がるとしたが、時期尚早のため設置しないという話があるがどうか。
- ④体験工房、歴史文化展示、レストランなどの参入が整わなければ道の駅の基本計画の103ページの収入想定を下方修正すべきではないか。

- 【都市住宅課長】
①鉄道運輸機構が調査した地質調査結果データでは基準値を超える重金属は含まれておらず安全であることと確認しているので、あえて公表することはせず工事は進める。
- ②現在、町が整備する道の駅施設の運営者を決めるため関連団体と協議を進めている。その後、しかるべき時期に公募により募集していく。建物は民間が建設し、敷地は貸地と考えている。
- ③電気自動車用急速充電器を設置しても利用が進まない可能性があるため当面配線のみとする。
- ④管理運営団体が実施する

事業内容により収支が変動するが、事前修正は考えていない。

【再質問】
盛り土の重金属数値がはつきりしているのであれば公表すべきではないのか。

【町長】
町ホームページ、広報紙で知らしめたい。

【再々質問】
民間活力スペースについて、大至急取り組む考えはないのか。

【経済部長】
民間施設の導入について、粗々決めているが、手を挙げるかどうかは不明である。恐らく同時オープンとはならないが、努力していく。

【副町長】
十分な方向が定まっていない。決まり次第、町民へ情報提供していきたい。

その他「七飯町の財源の確保」について質問している。

◎高齢者の自動車事故対策について
▲高齢者運転免許返納へ早急に支援策を検討する

横田 有一 議員

③道内では、返納者へ商品券やバスなどの助成券の贈呈、運転免許経歴証明書発行手数料の助成などがある。渡島管内、町内の高齢者への返納については、特に実施されていない。町として、調査検討したい。

【民生部長】
①道内、渡島管内、町内の自動車事故、高齢者による事故件数及び前期高齢者、後期高齢者の事故件数について

②前期高齢者、後期高齢者数について

③道内、渡島管内、町内の免許返納後の対応について

【住民課長】
①今年28年1月から10月31日までの人身事故件数は、道内では9,077件、その内高齢者が1,977件で前期高齢者が1,335件、後期高齢者が642件です。渡島管内では77件、その内高齢者が159件で前期高齢者が106件、後期高齢者が53件です。町内では29件、その内高齢者が7件、前期高齢者は4件、後期高齢者は3件となっている。

②11月末時点で前期高齢者数は4,551名、後期高齢者数は4,515名です。

【再質問】
新聞報道では道内の自動車運転死亡事故で75才以上の高齢者によるものは、全体の約10%である。対応策として、北竜町では5万円分のタクシー利用券支給、浜頓別町ではタクシー初乗り料金を3年間助成する制度、鷹栖町では1万円相当の交通券を交付等行っている。また、現在認知症の疑いがある者は約2,000名いると推定されている。認知症はアルツハイマー病、ピットク病、血管性認知症等があるが、病状によって状況が異なっており、本人も家族も認知症であると認めないケースもある。町も早急に対応策を検討すべきではないのか。

【副町長】
未然に対応策を検討するため、情報収集に努め調査、検討して積極的に進めたい。

【再々質問】
警察庁のデータでは認知症患者の交通事故は、運転操作の間違い、一時不停止、前方不注意の3つが大きな原因としている。町は本人や家族が相談できる窓口の設置、長期的にはコミュニティバスの導入など運転免許返納しやすい環境づくりをする考えはないのか。

【町長】
高齢者の事故が社会問題化していると認識している。短期的には相談窓口の設置を検討し広報等でお知らせして、長期的には免許返納しやすいシステムを考えていきたい。

その他「道の駅の進捗状況」、「七飯駅前の交通信号」、「建築専門職の確保」について質問している。

その他「七飯町の財源の確保」について質問している。

鳴川7号線と鳴川14号線の交差点の交通安全対策について
A 公安委員会、所有者等に確認しながら検討していきたい

上野 武彦 議員

農協からアークスに抜ける町道鳴川7号線と鳴川のローソンから緑町に抜ける町道鳴川14号線の交差点は点滅信号のある交差点である。この交差点に交わる道は狭く、見通しも悪いためミラーが3か所に設置されているが、これまで事故が多く、危険な交差点となっている。

鳴川町内会は3年前から安全対策を要請してきたが、改善されず今日に至っている。そうしたなかで、今年8月18日に本町の農協方面からアークスに向かって町道7号線を走行してきた車が、緑町方面から鳴川ローソン方面に向かって町道鳴川14号線を走行してきた車の側面に衝突し、衝突された車が横転した大きな事故が発生している。そこで次の4点の改善提案について見解を伺いたい。

- ①アークスに向かう交差点手前には30km制限の標識があるが、緑町方面に向かう交差点手前には設置されていないので、標識を設置することにしたい
- ②赤の点滅信号手前に「一

旦停止、安全確認」の看板を設置することについて
③見通しを悪くしている北東の角の垣根を撤去することについて



④北西の電柱の4mほどの高さのところに設置されて



いるカーブミラーを通常の2m程度の高さの位置に変更することについて

【住民課長】

①標識の設置については、公安委員会に確認していきたい。
②注意喚起の看板については、町が設置すべき看板なので、設置位置があるかどうか、狭い道幅なので、場所を確認して検討したい。
③垣根の撤去については、個人の所有物なので、町内会と一緒に所有者に確認したい。

④カーブミラー高さの変更については、早急に現場の確認を行い、何らかの支障物があるため、その高さになつていると思うので、確認しながら変更できるのであれば、直したい。

その他「トンネル掘削土の環境問題」について質問している。

町道大川9号(旧国道)のバス停車帯について
A 現地を確認して危険な箇所などを中心に関係各課で協議して参りたい

池田 誠悦 議員

近年、通勤のため町道大川9号(旧国道)の交通量が増加している現状にある。また、函館バス(株)の路線となつているが、バス停車帯が設置されている箇所は少なく、バス停にバスが停車しているときは、車両やバス乗降者に非常に危険な状態となつている。

【再質問】

住民課長にお聞きします。交通安全面から町道大川9号を通行したことはありますか。

【住民課長】

ご質問にあるとおり、そのような状況にあるということには認識している。

【再々質問】

早急にすべてという訳にはいかないと思うが、大川9号で例えばカーブ等で危険な部分、乗車率は確かに少ないかもしれないが、七飯町に職場が多くなつて、通勤者が年々増えてきている。その理由としては国道5号線を通るよりも信号がないということで、中島の農免道路や通勤者がスムーズに通ることができ

【政策推進課長】

ご指摘にあるとおり、改めて現地を確認して危険な箇所などを中心に関係各課で協議して参りたいので、ご理解願います。

減らすべく努力！

◎来庁者の方々を優しく迎える庁舎づくりについて
 ▲役場庁舎や他の公共施設に係わる修繕の優先度を考慮し取り組んでいく

川上 弘一 議員

【総務財政課長】

役場には毎日町内または町外から大勢の方々を訪れ、その中には高齢者の方も多く見受けられる。町の顔ともいえる役場が建てられてから32年が経過しているが、今後は時代の変化や来庁者のニーズに合わせるべく、設備の改善等を要するところは改善し、来庁者の方々の目線に立ち、より優しい快適な庁舎づくりが必要だと考える。そこで次の点について伺いたい。

①庁舎内の和式トイレを時代のニーズに合わせて、衛生的機能を備えた洋式シャワートイレに替えることと、誰もが一目でわかるトイレの場所を示す案内看板の設置について

②初めて来庁する方がスムーズに用件を足す事が出来るよう、総合窓口係への誘導案内板の設置について

③来客駐車場の出入り口を広げることについて

④ガスコンロを使用する給湯室には十分な換気対策を施すこと、火傷等の事故防止のために、今の蛇口を自由な温度調節が可能な混合水栓に替えることについて

【再質問】

①和式を洋式トイレに改修するには、新たに水回りの改良や電源の確保が必要で、全てを洋式トイレに替えることは難しいが、現在設置してある洋式トイレにシャワー便座を設置することについては検討したい。

また、トイレの案内表示については、現在、電光掲示板等で案内しているが、来庁者が気づくような看板の設置に努めていきたい。

②現在は入り口左手の電光掲示板や、カウンターの天井にも「総合窓口」の看板を下げて案内に努めている。

③駐車場の出入口の幅は6m確保しており、徐行でずれ違える幅と認識しているが、更なる安全確保も必要と考え、全体の修繕状況を考慮しながら検討したい。

④役場庁舎が完成し32年経過し、修繕経費が年々増加し、優先順位をつけて実施している。給湯室については、現在の環境で事故防止に努め、電気給湯器の修繕と一緒に換気対策と混合水栓への取り替えを検討していきたい。

【総務財政課長】

①和式利用者もいるので全て洋式には出来ないが、女子トイレは洋式1か所、和式2か所となつているので、全体の中で対応していきたい。

②もう少し目立つ場所へ誘導看板の設置を考えていきたい。

③来客駐車場の上の職員駐車場を今後来客者のための駐車場として活用できるよう対応を検討していく。

④換気については、修繕の際に対応を考えていきたい。

◎函館総合車両所に伴う歳入について
 ▲町税収入として平成28年度推計は1億69万円の増額を見込んでいる

畑 中 静一 議員

北海道新幹線開業以来、

はや9か月になろうとしています。新函館北斗駅を中心に周辺道路整備、地域ごとのアクセスが非常に向上している。このため国道5号線と道道新函館北斗停車場線が交わる交差点の通行量が大幅に増え、人・物の流れを感じ、地域経済、北海道経済の発展も期待されています。この北海道新幹線開業と共に営業上不可欠な施設、函館総合車両所の実現に大きな期待をよせ、町行政も議会も見聞を広め、研究し現在に至ったところでです。しかし、函館総合車両所立地前の期待感が実際その通りに進んでいるのか、当町の町づくり、町財政に与えた影響について、次の点を伺いたい。

①函館総合車両所立地にあたって、周辺整備に要した歳出について、その何割が補助金であったのか

②函館総合車両所に伴う歳入増について

③函館総合車両所及び関連産業で勤務する人の人数と当町への移住数について

④函館総合車両所等で働く人の受け皿として、緑町の

町営住宅跡地を売却、民間

宅地開発業者に委ねたところですが、平成28年11月末現在、造成区画28区画中、1戸の張りつきであり、この現実をどう分析されているか

⑤函館総合車両所とタイアップしたイベント等の計画について

【政策推進課長】

①本町16号線、鶴野2号線、桜町16号線等の付け替え工事事業、総合車両基地周辺の道路整備事業、上下水道整備事業、これら歳出を合計すると約29億6千万円その内負担金、補助金が約24億1千万円で5億5千万円程度が町の負担となっている。

【税務課長】

②町税の収入として見込めるものは、固定資産税、法人町民税、個人町民税が想定され平成28年度の推計は、1億69万円程度の増額を見込んでいる。

【総務財政課長】

④他民間の分譲地造成もあり、購入される方が生活する上での諸条件により比較し分譲地購入や貸家などを選択しているものと推測している。宅地、分譲情報の周知については協力してまいりたい。

【水道課長】

②北海道新幹線開業後の平成28年4月から11月分の上下水道料金合計で745万円の歳入となっている。月平均で換算すると、一月当たり93万1千円となっている。

◎農業従事者対策と農業雇用労働者対策について

▲今年度より実態調査をし、対策に努める

木下敏 議員

③今後の対応

【農林水産課長】

農業委員会だよりのなかでも農業雇用対策について農業委員のコメントがあり、実態を調べてみました。農林水産省の統計で農業労働力に関する統計を見ますと全国で農業就業人口は平成22年260万6千人で平成28年(概数値)192万2千人になっておりました。雇用労働者の統計も常雇用が増えていて、臨時雇用が減ってきているのが全国的な傾向のようです。町内の農業者に聞き取ると、酪農、畜産を法人経営しているところは福利厚生もあるのですが、個人経営の方は非常に労働力不足を懸念されておりました。また、露地野菜栽培や花卉栽培等の施設園芸の経営者も臨時雇用の確保が難しくなっていると話されておりました。10年後も町農業生産額を維持していくためには、農業従事者対策と農業雇用労働者対策は最優先課題と考え、次の点について伺いたい。

①過去10年の農業生産額と農業就業人口や農業雇用労働者の状況
②農業従事者対策と農業雇用労働者対策の状況経過

①農業生産額はJA取り扱い数量で平成18年は約53億7千万円で組合員戸数は496戸、平成19年は約49億9千万円、平成20年は約48億5千万円、平成21年は約55億1千万円、平成22年は約56億4千万円、平成23年は約53億6千万円、平成24年は約53億8千万円、平成25年は約58億9千万円、平成26年は約55億7千万円、平成27年は約60億4千万円で組合員戸数は376戸となっております。この10年で組合員戸数は120戸減少しているが、近年の基盤整備事業や経営規模拡大志向生産者向けの補助事業を活用した機械導入等の効果が見られ、農業生産額としては10年前と比較して6億7千万円の伸びとなっております。

【農林水産課長】 今後の雇用については、道、JA、雇用者、被雇用者等のワークシヨップ的なものの開催を考えているのか。
【農林水産課長】 毎月関係機関で構成している担い手協議会を開催し、今年度は協議会で雇用対策に対するアンケートを実施することとなっております。

【調査の方法】 水防センターについては、作業行程表(経過実績含む)の提出を求め、経済部長、土木課長、都市住宅課長への聴取調査及び現地調査を行った。
また、上水道の現状については、老朽管の状況、水源(大川)の濁りに関する資料、水源(大川)上部の開発行為に関する資料、簡易水道の統合に関する資料の提出を求め、経済部長、水道課

常任委員会活動報告

【所管事務調査】要旨を掲載

経済産業

◆水防センターについて
◆上水道の現状について

【調査の目的】

水防センターについては、中間報告以降の建築に係る進捗状況等の調査を行った。上水道の現状については、簡易水道との統合を実施することから、上水道の現状について調査を行った。

長、都市住宅課長への聴取調査及び現地調査を行った。

平成25年度に策定した七飯町水道ビジョンは、少子高齢化や人口減少時代に突入し社会構造の変化や節水機器の普及により水需要が減少傾向であることや、高度経済成長期に作られた施設が今後老朽化し更新が必要になってくることに加え、安全性や安定性に対する水道利用者の関心が高まり、やるべきことが増加する一方で料金収入が減少し、財政運営が一段と厳しさが増す中で、今後水道事業が安心、安定して継続するために現状と課題を分析し実現するための具体的方針を示すために策定された。計画期間は平成25年度から平成34年度までの10年間で策定後4年を迎えている。

【水防センターについて】 水防センターの建築は、平成29年3月20日に完成予定で、11月21日の現地調査の時点では、建築主体工事のコンクリート工事が終了し、内部仕上げの足場が組み立てられ、10月30日時点の工事の進捗率は、建築主体工事が34.10%、電気設備工事が17.80%、機械設備工事が21.40%で、いずれも計画どおり工事が進捗している状況であった。



水防センター

【上水道の状況について】 (1)上水道の概要

現在は、平成29年4月1日に簡易水道を上水道に統合するための七飯町水道事業変更認可作業に着手しており、その準備を進めている。簡水統合により一つの事業となった後には、安心安全な水道水を今後も継続して供給するため施設整備計画を立案し、事故災害対策への備えを万全にはかりこれを維持継続するために、

減らそうとロクロー!

収支バランスの均衡を必要とする時期には料金改定も含めて検討する財政計画を立てるものとしている。

七飯上水道区域の給水区域面積は24.66km²、給水人口は平成27年度末で23,377人、水道普及率は99.1%となっている。水源は6か所の湧水と、6か所の地下水からなり、確保している水源水量は、14,000m³/日である。1日平均7,130m³を配水している。

藤城簡易水道事業給水区域の給水区域面積は7.2km²、給水人口は平成27年度末で2,569人、水道普及率は97.1%となっている。水源はすべて地下水となっており、確保している水源水量は1,579m³/日である。1日平均610m³を配水している。



藤城第3配水池

大沼簡易水道事業給水区域の給水区域面積は24.7km²、給水人口は平成27年度末で2,124人、水道普及率は95.2%となっている。水源は5か所の伏流水と1か所の地下水からなり、確保している水源水量は、4,200m³/日である。1日平均1,065m³を配水している。



軍川第2配水池

(2) 上水道の課題

配水管は、約299kmであり導水管、送水管を合わせた延長320kmを超えている。今後は老朽化した配水管を計画的に更新する必要がある。更に併せて本管の耐震化を進めていく必要がある。

水源は横津岳山系に降った雨や雪が地下に浸透している湧水、地下水のみを水

源としているが、近年のゲリラ豪雨等の集中豪雨時には湧水の水质が一時的に悪化し、濁度、色度が上昇することがある。

(3) 老朽管の状況

老朽管の状況一覧(耐用年数)については、水道施設情報管理システム(管路マッピングシステム)に登録されている管路情報から、水道管(導水管、送水管、配水管)を抽出し、法定耐用年数を基準に老朽化(耐用年数超過資産)を調査した。七飯町水道事業が管理する水道管の老朽化は、表1のとおりである。

老朽管の更新については、管路更新の優先順位(老朽度合等)及び年間更新費用を7千万円として、平成22年度に策定した「上水道配水管更新基本計画」により、平成23年度から平成31年度迄の年次計画をもとに、現在更新事業を行っている。七飯町水道事業が平成23年度から平成27年度迄に実施した水道管の新設又は更新は、表2のとおりである。

○水道管の老朽化の状況(表1)

区分	件数 (平27末)	布設延長 (m)	健全資産 (m)	耐用年数超過資産(m)	
				経年化資産	老朽化資産
① 水道管 (布設年度特定管)	5,764	235,169 (72.8%)	222,635 (68.9%)	11,843 (3.7%)	690 (0.2%)
② 水道管 (布設年度不明管)	1,970	88,047 (27.2%)	40,330 (12.5%)	39,450 (12.2%)	8,267 (2.6%)
③ 合計(①+②)	7,734	323,215 (100.0%)	262,965 (81.4%)	51,294 (15.9%)	8,957 (2.8%)

※健全資産 = 経過年数が法定耐用年数(40年)以内の水道管
 経年化資産 = 経過年数が41年以上50年未満の水道管
 老朽化資産 = 経過年数が50年以上の水道管
 ※②の布設年度不明管の耐用年数超過資産の割合(老朽度判定)は、事業創設年度を勘案して、水道課が仮定して計算した割合である。

○水道管の新設・更新状況(表2)

区分		H23	H24	H25	H26	H27	合計	進捗率
①更新計画 対象路線	整備済延長(m)	1,043	961	1,330	1,575	701	5,610	51.5%
	事業費(千円)	33,633	39,171	48,433	72,974	41,504	235,715	
②その他の 路線(対象外)	整備済延長(m)	195	952	543	1,868	1,231	4,789	—
	事業費(千円)	4,284	21,706	21,718	48,600	54,566	150,874	
合計 (①+②)	整備済延長(m)	1,238	1,913	1,873	3,443	1,932	10,399	—
	事業費(千円)	37,917	60,877	70,151	121,574	96,070	386,589	

○濁水発生状況(表3)

年度	水質基準値を超える濁水発生回数
24年度以前	不明
平成25年度	4回(8/9、8/18、8/29、9/5)
平成26年度	1回(8/11)
平成27年度	1回(4/6)
平成28年度	3回(6/20、7/28、8/30)

七飯上水道大中山管理棟は、3か所の水源(第1、第2、第3水源)からの良質な原水を滅菌のみで配水している施設である。しかし、ここ最近夏季及び台風時期には、前例のない集中豪雨が発生し、その度に原水濁度が上昇する想定外の事態が発生していたため、当時、水質監視ができていなかった大中山管理棟に、平成25年8月に濁度計・色度計を設置し、常時水質監視を始めている。その結果、水質基準値(濁度2度、色度5度)を超える濁水が発生していることが明確になり、これ以降の濁水が発生した回数と状況は表3のとおりであった。

濁水の発生回数は年に数回程度であり、主に8月頃が最も発生しやすく、濁度・色度は、時間当たりの降雨量が5mmを超えると上昇し、10mm以上となると水質基準値を超える傾向が多いと言える。また、濁度に比べ色度が高くなる傾向を示しており、原因としては、降雨時に取水施設に表流水が流れ込んでいたためではないかと考えられる。

水質基準値を超える濁水は、発生時、常時監視により2～5時間程度継続することとが分かり、通常、上水道第1配水池は満水（配水池水位5m²1,500³m³）で運用していることから、濁水が発生した場合でも配水される水の水質は、基準値以下になっているものと考えられる。

その理由として、当時濁水発生時には、配水池流入量（大中山管理棟着水量）を240³m³/時から170³m³/時まで減少して流入させており、配水池が満水であったならば配水池内の濁度・色度の予測値は、原水の濁度・色度が15度近くまで上昇した場合でも水質基準値内になるものと予測される。しかし、濁水が流入していることは事実であるため、流入させない対策が必要である。

①濁水対策その1（上水道第1配水池への流入制御弁の設置）

ある程度の降雨量となった場合、原水に濁水が発生し、濁度計・色度計により水質基準値を超過している

ことが判明したことから、水質基準を保つ対策として、平成27年度に流入制御弁（緊急遮断弁）を設置している。

これにより原水が水質基準値を超えた場合、上水道第1配水池への流入を緊急的に遮断し、濁水を排水することが可能となったため、配水池内の水質を保つことができる状態となっている。

②濁水対策その2（上水道第2配水池からの送水及び大川深井戸水源の稼働）

対策その1により、大中山管理棟からの流入を制御した場合、配水池の水位低下が著しいことから、上水道第2配水池（鳴川第1・第2水源系統）から送水（リカバリ）することにより、上水道第1配水池の水位低下を緩和することができるため、上水道第1減圧槽に流入管（バイパス管）を整備し、時間当たり約50³m³の配水を可能とする緊急工事を行っている。

さらに、大川・大中山地区の予備水源として、平成23年度に整備した大川深井戸水源から取水することで、

上水道第2減圧槽へ時間当たり約30³m³程度の流入を可能とする対策を講じている。

③短期的に対応可能な対策
現状の対策をさらに強化することにより、長時間の濁水に対応することができ、比較的短期間で整備可能な二つの案を検討している。

【A案】上水道第2配水池からの送水量の増量

平成28年台風10号の接近に併せ緊急的に整備した第1減圧槽への流入管を直径50mmから直径100mmに増径し、時間当たり100³m³程度の流入を可能とさせる。これにより、第2配水池の貯水量は時間経過とともに減少するが、第1配水池系統の平均配水量に対応可能な対策である。

【B案】仮設浄水施設の整備

濁水発生時に排水している水の一部を仮設浄水施設で浄水し、第1配水池へ流入させるもので、浄水処理に必要な設備を持ち運び可能な大きさまで小さくすることにより、主に災害時等の仮設浄水処理設備として

用いられる。一番大きい設備で時間当たり25.4³m³の浄水処理が可能のため、濁水発生時には有効な対策の一つとして挙げられる。

④中期的な対策（上水道第1減圧槽の更新）

水道施設設計指針では、災害時等応急給水、又は施設事故等に対応できる貯水量を、計画1日最大給水量の12時間分が標準と定めている。上水道第1配水池の容量は、1,500³m³で日最大配水量4,400³m³の約8時間程度の貯水量しかないため、上水道第1減圧槽の容量（100³m³）を増加し、長時間の濁水発生に対応することを中期的な対策として検討し、今年度概略設計等の基本調査を実施している。なお、これらの対策（短期・中期）を実施した場合の配水池対応可能時間等の試算は、表4のとおりである。

⑤長期的な対策（浄水処理方法の抜本的な見直し）

濁水又は水質汚染事故の根本的な解決策として、浄水処理施設の建設が有効な

〇濁水対策により可能となる配水池対応時間〈表4〉

対策未実施の場合（配水池の対応可能時間）		～10時間
28年度対策	緊急流入管設置（φ50） 大川深井戸水源稼働	～15時間 ～21時間
	緊急流入管増径（A案） 仮設浄水設備設置（B案）	～25時間 ～31時間
中期対策	第1減圧槽の更新 （貯水容量の増加700 ³ m ³ と仮定）	～39時間

は、七飯町ばかりではなく、どの水道事業体にも起こりうるもので、国では最近、複数の事業者による広域連携を進めている。浄水場建設の代替案の一つとして、隣接市町から浄水を受ける（受水）ことも有効な対策の一つである。

⑥水源（大川）上部の開発行為について

水源の現地調査を行った際に、横津ゴルフ場跡地に大規模な開発がされており、水源への影響について調査を行った。

開発行為は、ソーラー発電施設で傾斜地にソーラーパネルの設置を行っているが、町は第2水源との距離が300mあり降雨時に濁水等の土砂が発生し、貯留施設を越流した場合においても一定の浄化作用が期待でき、影響はないものと判断している。

また、開発行為期間中は第2水源からの取水を停止していることから直接的な影響はないものと推察している。

開発行為に対する水道課の付帯意見として「工事期

減らすべく努力！

間中については、土砂流出がないよう仮設的に素掘り側溝を施工し、開発区域下流域にある水源に対しては区域全体及び貯留池への植生工をし、水源のある個所に流下しないよう対策を行い対応すること。」と付している。



大川上部の開発行為

(5)簡易水道との統合

①統合の経緯

簡易水道は、一般的に経営基盤が脆弱であるため、地域住民に対するサービス水準の維持向上等を図る観点から、地域の実情に応じ事業の統合・広域化を推進し、財務・技術基盤の強化を通じた効率的な経営体制の確立を図っていくことが喫緊の課題となっている。

このような状況を踏まえ、厚生労働省は、簡易水道に対する支援制度を維持しつつ、簡易水道の統合を重点的に促進するため、補助制度の見直しを行い、平成19年6月に「簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び同取扱要領」を一部改正し、事業経営者が同一であつて、会計が同一又は一体的な管理が可能な既存の水道事業が存在する簡易水道施設又は飲料水供給施設に関する事業は、国庫補助の対象としないこととした。

ただし、他の水道事業と統合する「簡易水道事業統合計画」を策定し、平成21年度末までに厚生労働省の承認を得た場合、平成28年度末までの簡易水道等の整備

に対して国庫補助を受けられるもので、そのため、七飯町では、平成22年3月に「簡易水道事業統合計画」を策定し、平成28年度末の統合期限に向けて、統合作業を進めている。

②事業統合とは

水道事業を経営するには、水道法第6条の規定により認可を受けなければならず、認可を申請するに当たっては、水道事業管理者、水道技術管理者等を申請書に記載することになる。

このように水道事業は、認可(事業)を単位として行われることから、認可(事業)ごとに、水道事業管理者、水道技術管理者等が存在するのが原則となるが、複数の水道事業を経営する場合においては、水道事業管理者、水道技術管理者等も一つになり、また、会計についても一つになる。

③簡易水道事業統合計画 「簡易水道事業統合計画」は、同一行政区内の水道事業、簡易水道事業及び飲料水供給施設の事業統合を合理的かつ計画的に推進

することを目的として策定され、施設の接続を含むハード統合、施設を接続しないが経営を統合するソフト統合の双方が対象となる。水道事業等の実施主体である地方公共団体が、原則として行政区内のすべて水道事業等を対象として、平成29年3月末日までに事業統合する計画を平成22年3月末日までに策定することになっていた。

定められた期限までに簡易水道事業統合計画を提出しない場合、簡易水道事業としての補助を受けられないことや、簡易水道事業統合計画書及び事業変更認可申請書を提出しても、平成28年度までに全く実施しない場合、補助対象として採択されないことがある。

各水道事業を統合する場合の条件については、各水道事業の既存の給水区域の移動距離が10km未満であれば統合対象となり、10km以上であれば統合の対象外であるが、管理運営を水道課で一体として行っている(会計が一本化されている場合も含む)場合、統合対象となる。

④統合に伴う移行事務 事業統合に伴い必要な事務処理は、大別すると、「会計に関する事務」、「認可に関する事務」、「例規に関する事務」の3つの事項があり、事業統合に当たっては、これらの作業を同時並行的に進めていく必要がある。

⑤統合に係る認可(変更認可) 水道事業者及び水道用水供給事業者は、給水区域の拡張など事業内容の変更を行う場合には、厚生労働大臣の認可が必要で、事業内容の変更とは、次のとおりである。

- ・ 給水区域の拡張
- ・ 給水人口の増加
- ・ 給水量の増加
- ・ 水源の種別の変更
- ・ 取水地点の変更
- ・ 浄水方法の変更

⑥水道料金

A. 料金改定

各地域の実状に応じて、激変緩和措置も検討しながら、水道法第14条第2項第4号の規定により、供給規程である給水条例は特定

需要者に対する差別的な取扱いが禁止されていることから、水道料金については水の供給の対価として、適正な原価に照らした公正妥当な料金体系とする必要がある。(水道料金統一の原則)

イ. 住民への周知

水道法第14条第4項の規定により、水道事業者は供給規程をその実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならないことから、料金改定の際は新料金適用されることとなる日までに周知を完了しておく必要がある。

⑦統合に係る財政措置(一般会計繰入金等)

A. 統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要する経費

複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が、統合された上水道事業(統合水道)の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、統合前の簡易水道事業に係る建設改良のために発行された企業債(簡易水道事業分、臨時措置分は除

く)に係る元利償還金の2分の1について、一般会計から繰出しを行うこととし、またその一部に地方交付税措置が講じられる。

イ. 統合水道に係る統合後の簡易水道の建設改良に要する経費

経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、統合後に実施する建設改良のために発行された企業債(上水道事業分)の元利償還金の一部について繰り出すための経費で、平成22年度より追加されている。国庫補助(簡易水道再編推進事業に係る国庫補助に限る)の対象となった統合後に実施する建設改良(平成19年度以降に統合したものに限り)のために発行された企業債(上水道事業分)に係る元利償還金の2分の1について、一般会計から繰出しを行うこととし、またその一部に地方交付税措置が講じられる。

⑧七飯町水道事業変更認可(簡易水道事業の統合)

ア. 七飯町「簡易水道事業統合計画書」策定の趣旨
厚生労働省では、簡易水

道に対する支援制度を維持しつつも、簡易水道の統合を重点的に促進するため、補助制度の見直しを行い、同一行政区域内に上水道事業、簡易水道事業を有する

場合、「事業経営者が同一であって、会計が同一又は一体的な管理が可能な既存の簡易水道事業」には、今後、国庫補助の対象としないとする要綱等の改正(平成19年6月)を行ったことにより、当時、国庫補助金を財源として峠下・仁山地区を給水区域に編入する拡張事業を行っていたことから、平成28年度末を統合期限として、平成22年3月、厚生労働省に簡易水道事業統合計画書を提出している。

イ. 七飯上水道変更認可の要件整理

藤城簡易水道及び大沼簡易水道を七飯上水道に事業統合するため、現在、七飯町水道事業統合認可作業を進めており、変更認可の要件に対し、北海道と事前協議を行っている。現行認可の状況と変更認可の要件については、表5及び表6のとおりである。

○現行認可の水道事業(既認可)〈表5〉

区分	現行認可の水道事業			〔統合前〕	〔統合後〕
名称	七飯上水道	藤城簡易水道	大沼簡易水道	合計	七飯町水道事業
事業創設	昭和39.3.31	昭和63.4.14	昭和31.4.24	①事業経営者 七飯町長 ②会計処理 七飯町水道事業 会計(同一会計) ③管理運営 水道課一元管理	昭和39.3.31
遍歴	昭和51年に上水道へ変更		軍川簡水統合(特別会計廃止)		平成29年3月末
変更認可(最新)	昭和51.7.9	平成17.3.29	平成17.3.29		簡易水道の統合(事業統合)
変更理由	簡易水道から上水道事業へ	給水区域拡張(峠下・仁山地区)	統合(軍川簡水を大沼簡水へ)		平成38年度
目標年次	昭和60年度	平成26年度	平成25年度		
計画給水人口	19,500人	4,630人	3,860人	27,990人	28,000人
	現在給水人口	23,377人	2,569人	2,124人	
計画給水量	9,000m ³ /日	1,195m ³ /日	1,923m ³ /日	12,118m ³ /日	11,410m ³ /日
	最大給水量	8,186m ³ /日	767m ³ /日	1,283m ³ /日	
簡易水道統合計画上の事業形態	存続・統合先(変更認可)	廃止(廃止届提出)	廃止(廃止届提出)	現在給水人口が計画給水人口を超過	

○変更認可の要件(北海道協議事項)〈表6〉

変更認可の要件	該当の可否、及び変更認可の理由
給水区域の拡張	○ 七飯上水道に各簡易水道の給水区域を編入(拡張)
給水人口の増加	○ 現在給水人口が計画給水人口を上回っている状態を解消
給水量の増加	○ 変更後の計画給水人口に合わせた水需要予測が必要
水源種別の変更	○ 使用実態に合わせた認可水源と予備水源の整理が必要
取水地点の変更	○ 認可水源、及び予備水源の現況取水量の確認が必要
浄水方法の変更	— 現状に変更なし(塩素滅菌消毒のまま) …現状の塩素滅菌消毒を、例えば膜ろ過処理に変更する場合は、浄水方法の変更に該当。

⑨水道料金の統一について
ア. 現行の料金体系について
七飯町の水道料金は、上水道事業、簡易水道事業ごとに使用用途に応じた口径別の料金体系を設定しており、基本水量付きの「基本料金」と基本水量を超えた分に賦課する「従量料金」

また、料金設定については、七飯上水道と藤城簡易水道の水道料金は、同一の料金設定となっているが、大沼簡易水道は3つの配水区に分かれた料金設定となっており、七飯上水道・藤城簡易水道より低額な水道料金となっている。特に軍川第一配水区及び軍川第二配水区は、使用用途を「営農用」とし、北海道が営農用飲雑用水施設として整備したものを町水道に移管したことから、さらに低額な料金設定となっている。

現行の水道料金に改定又は制定した実施日は、七飯上水道で昭和59年4月1日(改定後32年経過)、藤城簡

易水道で昭和63年4月1日(制定後28年経過)、大沼簡易水道大沼配水区で昭和59年4月1日(制定後32年経過)、同じく大沼簡易水道軍川配水区が平成17年4月1日(制定後11年経過)と、

長期間にわたり水道料金の改定を実施しておらず、これまでの経営状況は、当初1億円以上を有していた累積欠損金(平成元年度決算額144,399,158円(最高額))を平成12年度で解消し、昭和63年度からは、当年度純損失から当年度純利益に黒字転換している。平成27年度決算額では、当年度純利益29,505,708円(繰越利益剰余金69,240,016円)、積立金合計288,500,000円、損益勘定留保資金119,307,229円を計上しており、水道事業会計全体としては、経営状況は安定している。

イ. 料金統一の考え方
料金格差のある大沼簡易水道の水道料金については、七飯町水道事業変更認可において厚生労働大臣(北海道知事)の認可を取得した後、水道法第14条第2項第

4号(特定の者に対して不当な差別的取り扱いをしないこと)の規定、及び全水道使用者の負担の公平性の観点から、段階的に料金統一を行うこととしている。

経過措置(案)として、平成29年10月に第1段階の料金改定を各配水区ごとに行い、以降平成31年10月までに全ての料金を統一することとしている。

⑩一部改正条例の提案

ア. 一部改正条例の趣旨
七飯町水道事業変更認可(簡易水道事業の統合)に伴い簡易水道事業を上水道事業へ事業統合するため、「七飯町水道事業の設置等に関する条例」及び「七飯町水道事業条例」について所要の改正と、事業統合に併せて水道料金を統一することから、負担の公平性の原則に基づき下水道使用料についても同じく統一を図るため、「七飯町公共下水道条例」について所要の改正を行う予定である。また、行財政改革の一環として使用料・手数料の見直しを図るため、「七飯町水道事業条例」につ

いて所要の改正を行う予定である。改正内容の概要は表7のとおりである。

イ. 経過及び今後の予定
平成28年12月 北海道との事前協議終了
平成28年12月 12月町議会定例会に一部改正条例提出

平成29年 厚生労働省
※旧大沼簡易水道は経過措置

(北海道)へ事業認可変更申請
※議決書を添付
平成29年3月末 厚生労働省から事業認可変更許可(北海道知事認可)

平成29年4月1日 事業統合及び水道料金統一(条例施行)
※旧大沼簡易水道は経過措置

○条例改正の内容(表7)

条例名	変更内容	改正前	改正後
七飯町水道事業の設置等に関する条例	事業の変更	七飯上水道事業、藤城簡易水道事業、大沼簡易水道事業	七飯町水道事業(簡易水道事業の文言等削除)
	給水区域の変更	上水、簡水の区域	上水に統合(簡水区域廃止)
	計画給水人口	27,990人	28,000人
	1日最大給水量	12,118m ³ /日	11,410m ³ /日
七飯町水道事業条例	水道料金の変更	条例第26条別表第1	条例第26条別表第1の改正
	手数料の変更	条例第32条別表第2	条例第32条別表第2の改正
七飯町公共下水道条例	下水道使用料の変更	条例第17条料金表	条例第17条料金表の改正

置
下水道使用料統一(条例施行)
※大沼処理区、区域外流入は経過措置
平成29年4月、住民周知(経過措置対象区域)
平成29年10月、経過措置対象区域の第1段階料金改定

以降順次料金改定
5. まとめ
水防センターの建築については、工事の進捗において、遅滞なく問題点も見受けられないが、安全面には十分に配慮していただくことを望むものである。

上水道の現状については、配水管の更新事業は「上水道配水管更新基本計画」をもって更新されており、進捗状況も計画どおりに進んでいる。

水源の濁りについては、湧水を水源としていることから、その発生を根本的に抑えることはできず、配水池への流入を止めることにより対処している。しかし、配水池の容量から時間的な制約があり、濁水時における配水時間を延ばすための

短期的及び中期的な対策を進める事が望ましいが、水源における根本的な解決策も検討する必要がある。また、将来的に給水人口が減少することから、長期的な対策に示された負担増となる浄水処理施設の建設は、慎重な検討が必要である。さらに七飯町は湧水・地下水のみで水道事業を行っていることから、近隣市町からの浄水を受けることは好ましくない。

水源(大川)上部の開発行為については、水道課の付帯意見のとおり素掘りでの側溝は付されていたが、植生が整うまでは定期的な監視を望むものである。
簡易水道との統合については、平成28年度までに実施しない場合、補助対象とならなくなるのが国より通知されており、その準備を進めているが、統合後の水道料金が、大沼簡易水道において段階的に料金統一を行うことには、地域住民への十分な説明と理解をしていただくよう努力することを目指すものである。

総務 財政

◆各種統計調査における七飯町の現状について

〔調査の目的〕

町が行っている各種統計調査の調査方法、調査内容及びその結果と現状を把握するため、調査を行った。

〔調査の方法〕

町が行っている各種統計調査の概要及び過去のミニ統計に関する資料の提出を求め、総務部長、政策推進課長への聴取を行った。

〔町が行っている各種統計調査について〕

(1)各種統計調査について
各種統計調査は、国から委託を受けて町が行っている調査と国が北海道へ委託して行っている調査があり、町が国から委託を受けている統計調査は表1のとおり9種類となっていた。業務内容としては、調査員の募集、説明会の開催、調査票の配付、回収及び内容の精査、確認済調査票の発送、調査員の報酬支払事務等であった。

国が都道府県を経由して行う調査は、表2のとおり3種類の調査があった。もっとも活用している調査は、国勢調査であり特に人口については、町が策定する各種計画の人口推計に活用していた。

ミニ統計については、各種統計調査の結果と各課で集計している結果等をB4サイズの用紙に掲載し、折りたたんで見やすく、また

表1

所管	統計調査名	周期	調査目的
総務省	国勢調査	5年	国内の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ること。
	経済センサス(基礎調査)	5年	すべての産業分野における事業所及び企業の従事者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための母集団情報を整備すること。
	経済センサス(活動調査)	5年	全産業分野の売上金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ること。
	住宅土地統計調査	5年	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ること。
	就業構造基本調査	5年	国民の就業及び不就業の状態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ること。
文部科学省	学校基本調査	毎年	学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ること。
農林水産省	農林業センサス	5年	農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供すること。
経済産業省	工業統計調査	毎年	工業の実態を明らかにし、産業政策、中小企業政策など、国や都道府県などの地方公共団体の行政施策のための基礎資料とするとともに、経済統計体系の根幹を成し、経済白書、中小企業白書などの経済分析及び各種の経済指標ヘデータを提供すること。
	商業統計調査	5年	商業を営む事業所について、業種別、従業者規模別、地域別等に事業所数、従業者数、年間商品販売額等を把握し、商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ること。

表2

所管	統計調査名	周期	調査目的
総務省	労働力調査	毎月	就業・不就業の実態を明らかにして、雇用政策等各種行政施策の基礎資料を得ること。
	家計調査	毎月	国民生活における家計収支の実態を把握して、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供すること。
	社会生活基本調査	5年	総務大臣の定める方法により、知事が選定する国民の生活時間の配分や自由時間等における主な活動について調査することにより、国民の社会生活の実態を明らかにし、国・都道府県における少子・高齢化対策、文化施策評価等の各種行政施策立案の基礎資料を得ること、学術研究のための利用に資すること。

利用しやすいように工夫されていた。内容については人口、世帯数の他に工業、農業、林業、商業の状況や生活環境、教育施設、社会福祉施設の状況等を掲載しているほかに、町ホームページにも内容を掲載して企業誘致や行政視察等において活用していた。

〔まとめ〕

各種統計調査について所管事務調査を行った結果、町独自の統計調査は行っていないものの、各種統計調査は町の人口、経済、就業等の状況を把握する上では、非常に有用なものであった。また平成27年国勢調査において、当町の人口は5年前の国勢調査と比較して34人減少していることから、各種統計調査の結果を計画策定だけではなく、各課で連携を図りながら、少子高齢化や人口減少対策に関する事業推進のため有効に活用することを望み委員会報告とする。

～ 定例会 日程変更のお知らせ ～

平成28年5月発行の議会だより（No.193）においてお知らせしておりました定例会の日程について、平成29年第1回定例会初日を3月1日（水）からのご案内しておりましたが、同日は北海道七飯高等学校の卒業式が開催されることから、下記のとおり定例会の日程を変更することと致しました。

何卒、皆さまのご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

◎平成29年第1回定例会

変更前：平成29年3月1日（水）～

変更後：平成29年3月2日（木）～

議会事務局からのお願い

議長あての文書や案内状は、日程の調整をする必要がありますので直接議会事務局にお送り下さい。

◇送り先

七飯町本町6丁目1番1号
七飯町議会議長 あて
◇電話 65-5947（直通）

議会を傍聴しませんか

役場1階ギャラリーでライブ中継しています。

平成29年第1回定例会は3月2日から開催を予定しています。

議会では開かれた議会活動を目指して、多くの方々の傍聴を望んでいます。



増やそう資源！

平成28年 定例会・臨時会出席状況一覧表

	開会日	横田 有一	川村 主税	小松 義光	上野 武彦	平松 俊一	畑中 静一	中島 勝也	佐野 史人	木下 敏	青山 金助	長谷川 生人	川上 弘一	池田 誠悦	坂本 繁	中川 友規	田村 敏郎	神崎 和枝	坂田 邦彦
第4回臨時会	10月26日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第5回臨時会	11月25日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第4回定例会	12月13日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月14日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月15日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月16日	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※凡例 ○ = 出席、× = 欠席、△ = 遅参・早退・中座、公 = 公務、忌 = 忌引